

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定によりなお従前の例によるとされる農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画を別紙のとおり定めたので、同法第１９条の規定により公告する。

令和6年10月25日

寒川町長 木村 俊雄

農用地利用集積計画書

利用権を設定する土地			設定する利用権				新 規 更 新 の 別	備 考
地 番	現 況 地 目	地 積 (㎡)	権利の種類	利 用 目 的	始 期	終 期		
倉見728番	畑	1,692	賃貸借	畑	令和 6・11・1	令和 11・9・30	新規	
倉見729番	畑	978	賃貸借	畑	令和 6・11・1	令和 11・9・30	新規	
以下余白								

農用地利用集積計画書

利用権を設定する土地			設定する利用権				新 規 更 新 の 別	備 考
地 番	現 況 地 目	地 積 (㎡)	権利の種類	利 用 目 的	始 期	終 期		
倉見730番	畑	423	賃貸借	畑	令和 6・11・1	令和 11・9・30	新規	
倉見731番	畑	1,266	賃貸借	畑	令和 6・11・1	令和 11・9・30	新規	
以下余白								